令和８年度

労働衛生関係施策のあらまし

ゼロ災大阪

◆ 職場の化学物質管理が変わりました

詳細は　化学規制 大阪労働局

＜現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞

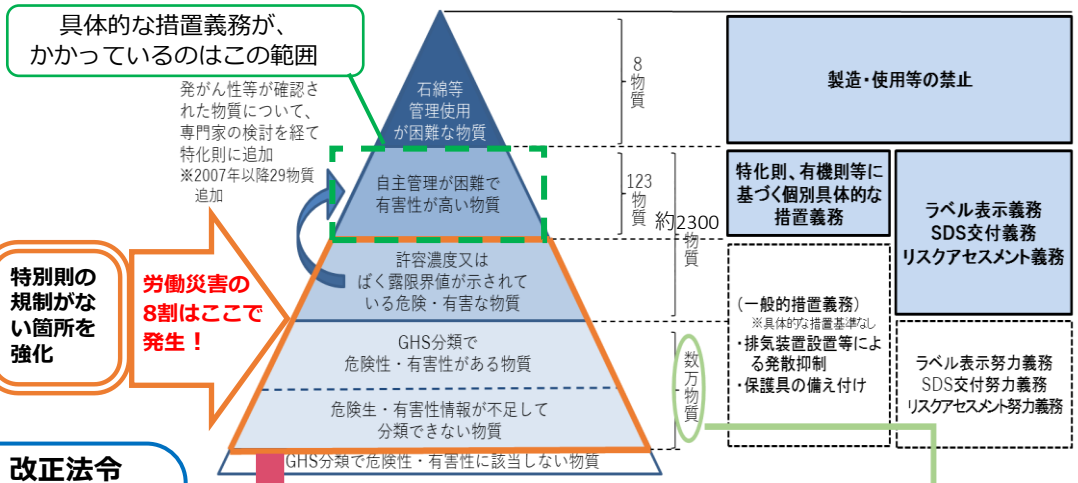

＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞

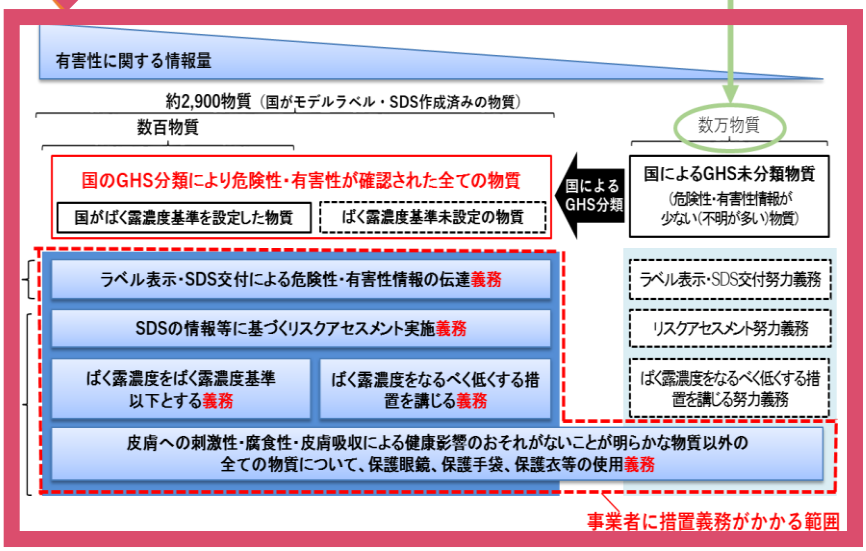

大阪労働局ホームページ

改正法令 R4.5.31公布（解説動画）

改正法令（リーフレット）

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル R８.３ 第３版

令和7年4月 令和8年4月施行 ラベル表示・SDS交付義務対象物質リスト（Excelファイル）
令和9年4月施行 ラベル表示・SDS交付義務対象物質リスト（Excelファイル）

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質（Excelファイル） R8.4.1更新

◎名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加

※物質数は概数	R３	R４	R５	R６	R７
国が行うGHS分類	令和３年度から令和５年度までに新たに国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性が確認された物質 **１５５物質**			**30物質**	
ラベル表示SDS交付対象物質への追加	令和２年度までに国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性が確認された物質 **１６５４物質（※１、※２）**			**１５５物質**（他２物質削除（注））（※３）	**36物質**（・令和６年度分類の30物質 ・過去に分類されたもので検討に時間を要した６物質） 令和10年4月１日施行予定

※１　令和４年４月24日改正政令公布：２３４物質（令和６年4月１日施行）
※２　令和５年８月30日改正政令公布、令和５年９月２９日改正省令交付
（６４１物質は令和７年４月１日施行、７７９物質は令和８年４月１日施行）
※３　令和７年２月19日改正政令公布：１５５物質（令和９年4月１日施行）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局・各労働基準監督署
https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/

（R8.11.1）

◎第三管理区分事業場に対する措置の強化

第３管理区分
（改善できず）

措置の強化

改善の可否について作業環境管理専門家の意見聴取

改善可能と判断 → 改善措置の実施 → 改善措置効果確認測定の実施 → 第３管理区分（改善できず）

改善困難と判断 → 呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底

◎金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業場での健康確保措置

必要な措置の流れ

溶接ヒュームの濃度の測定

↓ 測定の結果がマンガンとして0.05mg/㎥以上等の場合

換気装置の風量の増加 その他必要な措置

↓

再度、溶接ヒュームの濃度の測定

↓

測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を選択・使用

↓

（面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合）
１年以内ごとに１回、フィットテストの実施

左記以外の場合 →

第三管理区分にあたる作業場がある事業場の皆様へ

フィットテスト実施機関名簿

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆様へ

屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆様へ

◆ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が施行され、労働安全衛生法(以下、「安衛法」と記載)については、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等が図られました。

大阪労働局では以下の安衛法の内容について、重点的に関係者へ指導・周知を図ることとしています。

- 安衛法第66条の８の３に基づく労働時間の状況の把握については管理監督者や裁量労働制の適用者を含めた全ての労働者が対象となることや労働者への通知が必要となったこと
- 同法第66条の８に基づく面接指導の対象要件について時間外・休日労働時間が１月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えた者から80時間を超えた者に拡大されたこと
- 同法第66条の８の２及び第66条の８の４に基づく面接指導については労働者からの申し出が不要とされたこと
- 時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者の情報を産業医に提供しなければならないこと
- その他改正安衛法の内容

働き方改革を推進し、労働者の健康確保に取り組みましょう

長時間労働者の健康確保措置

★事業者が全ての労働者（管理監督者や裁量労働制の対象労働者も含む。ただし高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く）の労働時間の状況を把握

★事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供

★事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

↓

★残業時間80h/月超の労働者が事業者に面接指導の申出

事業者が産業医等による面接指導を実施

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

★事業者が産業医に措置内容を情報提供

★産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告

★事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告

労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供等

労働者の健康管理等に必要な情報の産業医への提供

事業者は、労働者の健康管理、産業保健業務を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする。

（産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場）

労働者の健康情報の適正な取扱いの確保

事業者は、本人同意その他正当な事由がある場合を除き労働者の健康確保に必要な範囲内で労働者の健康情報を取り扱わなければならず、また、健康情報を適正に管理するための措置を講じなければならないこととする。

（全ての事業場）

安衛法から一部抜粋

◆ ストレスチェックを踏まえた職場のメンタルヘルス（職場環境改善）

ストレスチェックを実施しましょう

・ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、自らのストレスの状況について気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場環境の改善につなげ、さらにストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組です。

・労働者数50人未満の事業場においても「ストレスチェックの実施」が義務となります（令和10年5月14日までに施行）。

※小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル→

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

ハラスメント対策の総合情報サイト「明るい職場の応援団」

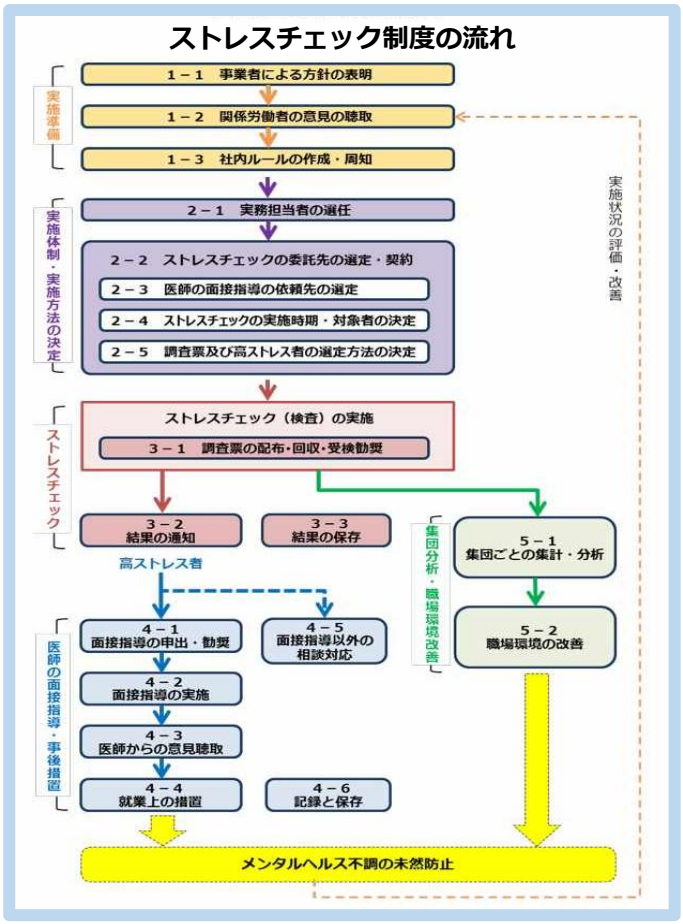

◆ 治療と就業の両立支援

・令和８年４月1日から、職場における治療と就業の両立支援のための取組が、事業主の努力義務になります。

・「治療と就業の両立支援指針」（令和８年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

・社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材として、「両立支援コーディネーター」を活用しましょう。

※「両立支援コーディネーター」については、（独）行政法人労働者健康安全機構において養成研修を実施しています。→

「治療と仕事の両立支援ナビ」

トライアングル型支援イメージ図

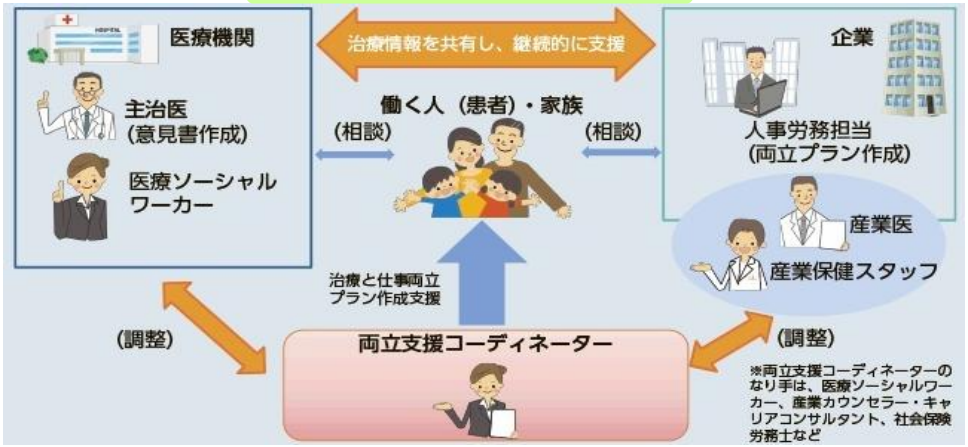

◆ 安全衛生管理体制の整備

★ 労働者数50人以上の事業場は「衛生管理者」と「産業医」などの選任が必要です。自主的な安全衛生管理を進めるには、事業場の規模などに応じて、衛生管理者、産業医などを適切に選任して法定の職務を確実に実施することが必要です。労働衛生管理体制の要である衛生管理者と産業医を正しく選任するための施策を推進しています。

○ 衛生管理者の選任

資格 第一種衛生管理者免許試験、第二種衛生管理者免許試験に合格し、免許を受ける必要があります。薬剤師や保健師の資格がある方などは、無試験で免許を受けることができます。

・第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントは、すべての業種の事業場で衛生管理者として選任できます。

・第二種衛生管理者は、以下に掲げる業種**以外の**事業場で衛生管理者として選任できます。

農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業

○ 産業医の選任

資格 日本医師会の認定産業医など、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が産業医になれます。その他の資格要件はお問い合わせください。

◎ 労働安全衛生規則の改正により、平成29年４月１日から医療法人や社会福祉法人の理事長、病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長など、法人の代表者や事業場の長を産業医として選任してはならないこととなりました。

◆産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康安全機構が運営しています。

○大阪産業保健総合支援センター

大阪市中央区石町２-５-３ エル・おおさか南館９階

TEL06-6944-1191

・事業者や産業保健スタッフ等を対象に以下の事業等を行っております。

- ●産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ●事業主・労働者へのセミナーの開催
- ●メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援

○地域産業保健センター

労働基準監督署の管轄ごとに地域産業保健センターが設置されています。

・労働者数50人未満の事業場を対象に以下の事業等を行っております。

- ●メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ●健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ●長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ●個別訪問による産業保健指導

◆ 石綿（アスベスト）による障害予防

建築物などの解体や
リフォームを行う皆様へ

石綿障害予防規則等が改正されています

建築物などの解体や改修を行う場合

- **有資格者**による事前調査
  建築物(R５.10～)
  特定工作物等（R8.1～）
- 一定規模以上の工事では、
  事前調査結果の届出(R４.４～)

石綿の除去等工事を行う場合

- **レベル１・２建材**については
  建設工事計画届の提出(R３.４～)

工事終了後は

- **有資格者**による確認(R３.４～)
- 写真等による作業実施状況の
  記録と３年間の保存(R３.４～)

等が義務になりました。

詳細は

石綿障害予防規則等の改正については、大阪労働局YouTubeチャンネルに説明用動画を配信中ですので参考にしてください。

概要編 → 詳細編 →

★ **建築物の解体作業などにおいては石綿ばく露防止対策が必要です。**

・建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます。

・石綿はその重大な有害性から、石綿や石綿を重量の0.1%を超えて含有する全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が平成18年９月から法令により禁止されています。また、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

○建築物等の解体作業

・建築物等の解体作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、隔離・立入禁止等を行う等石綿障害予防規則に定められた労働者の健康障害防止対策を講じる必要があります。

・事前調査の結果は、記録を作成して３年間保存し、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示するとともに、周辺住民向けにも一定事項を掲示する必要があります。掲示場所は、労働者や周辺住民の見やすい場所に掲示するようにしてください。

○健康管理手帳

・石綿製品の製造または取扱いの業務やそれに伴い石綿の粉じんを発散する場所において業務に従事していた労働者は退職後、一定の胸部所見が認められる場合、または石綿業務への一定の従事歴（石綿の製造などの場合は１年以上、など）がある場合には、本人の申請に基づき、石綿に係る健康管理手帳が交付され、指定された医療機関で石綿健康診断を無料で年２回受けることができます。

・交付要件となる一定の胸部所見、従事歴などの詳細及び必要な書類などは大阪労働局のホームページで確認でき、申請書をダウンロードすることができます。

大阪労働局　健康管理手帳

○健康診断

石綿の除去作業を行う労働者など石綿の取扱いや石綿の粉じんを発散する場所における業務に、 常時従事する労働者には、雇い入れ時や配置替えの際及びその後定期（６か月以内ごと）に健康診断を行う必要があります。その事業場で過去に従事したことのある労働者で現在も雇用している者に対しても同様です。

《健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された労働者については、管轄労働局にじん肺管理区分決定申請の提出が義務付けられています。》

◆ 粉じん障害防止総合対策

◎第10次粉じん障害防止総合対策

第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

◎ずい道等建設労働者健康情報管理システム

過去のじん肺健康診断情報の保管のために、ずい道等建設労働者健康情報管理システムに登録しましょう。

ずい道等建設労働者健康情報管理システム

大阪労働局 第10次粉じん障害防止総合対策（令和6年3月改正）

◆ 熱中症予防

近年、夏季を中心に職場における熱中症が多発していることから、今年も５月１日から９月30日までの間、関係団体等と連携して**「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」**を実施し、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基き熱中症対策を推進します。

・熱中症予防の基本的対策となるＷＢＧＴ値（暑さ指数）について、日本産業規格（JIS)に適合したＷＢＧＴ値指数計を使用する等により、随時把握し、熱中症予防に向けた取組みを強化しましょう。

・一般健康診断において糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患に関係する所見を有する労働者には、産業医、主治医等の意見を勘案し、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講じましょう。

・熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することで、熱中症が重篤化することを防止するため、

① 熱中症の恐れのある労働者を早期に発見できるよう「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症の恐れのある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）をあらかじめ定め、関係労働者に対して周知しておきましょう。

② 熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を事業場（現場）ごとにあらかじめ準備し、関係労働者に対して周知しましょう。

◆ 腰痛予防

★「職場における腰痛予防対策指針」に基づき腰痛を予防しましょう。

大阪府内で発生している休業４日以上の業務上疾病のうち、腰痛による災害が約４割を占めていることから、平成25年６月に示された「職場における腰痛予防対策指針」に基づき、腰痛予防対策の推進を図ります。

また、介護・看護作業において、ノーリフトケアの導入を推進します。

・ 腰痛予防には、関節を動かすことや筋肉や靱帯のストレッチ、筋肉を鍛えることなどを目的として行う作業前体操、腰痛予防体操が効果的とされています。また、作業の全部や一部を自動化、機械化するなど作業者の負担を軽減する方法や、腰痛の健康診断を行い、事後措置を適切に行うなどの方法も効果があります。

・「職場における腰痛予防対策指針」では、作業前体操や腰痛予防体操の方法などを示しており、大阪労働局ホームページより確認できます。また、「職場のあんぜんサイト」上の腰痛防止の視聴覚教材などを活用し、腰痛予防に努めてください。

大阪労働局ホームページ「職場における腰痛予防対策」はコチラ →

↑「職場のあんぜんサイト」はコチラ

◆ 危険有害な作業における一人親方等に対する措置の義務化について（労働安全衛生法に基づく省令の改正について）

令和５年４月１日から危険有害な作業を行う事業者には、請負人（一人親方・下請業者）に対して局所排気装置の稼働等・保護具の使用の周知等の措置の実施が義務化されています。　（詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください）

詳細は